

# 島根県「産業廃棄物減量税」の新設（更新）について

## 1. 産業廃棄物減量税の新設（更新）理由 [島根県協議書抜粋]

当県では、平成17年4月に法定外目的税「島根県産業廃棄物減量税」を創設して以降、税収を活用した多様な事業を実施してきているところです。

その結果、産業廃棄物の減量や適正な処理の促進に一定の成果をもたらしていると言える状況にあります。

一方、当県の産業廃棄物減量税条例は、その適用期間を5年間と定めていることから、平成31年3月、県から島根県環境審議会に対して今後の産業廃棄物減量税の在り方について諮問したところ、同審議会において、「現行の税制度を基本としてさらに5年間の継続が適当である」旨の答申がなされたところです。

また、大手事業者を除いた最終処分量は再生利用率の上昇によって減少傾向にはあるものの、近年は下げ止まりがみられ、「第3期しまね循環型社会推進計画」に定める目標を達成するには、引き続き産業廃棄物の発生の抑制や再生利用を積極的に押し進める必要があります。

そこで、本県といたしましては、産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理を引き続き促進するため、令和2年3月31日をもって適用期間が終了する法定外目的税としての産業廃棄物減量税について、新たに5年間の適用期間とすべく協議するものであります。

## 2. 産業廃棄物減量税の概要

|         |   |
|---------|---|
| 課税団体    | 島根県   |
| 税目名     | 産業廃棄物減量税（法定外目的税）  |
| 用途      | 産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量化並びに適正な処理の促進に関する施策に要する費用                    |
| 課税客体    | 産業廃棄物の最終処分場への搬入   |
| 課税標準    | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量   |
| 納税義務者   | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者                                    |
| 税率      | 1,000円/トン   |
| 徴収方法    | 特別徴収：特別徴収事務者（最終処分業者）の申告納入<br>申告納付：事業者が排出する産業廃棄物を自らの最終処分場で最終処分する場合 |
| 収入見込額   | （平年度）約273百万円  |
| 非課税事項   | 市町村が設置する一般廃棄物の最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されるもの             |
| 徴税費用見込額 | （平年度）約16百万円   |
| 課税を行う期間 | 5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）   |

### 3. 同意要件との関係

産業廃棄物減量税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

#### ① 課税標準

産業廃棄物減量税の課税標準は、島根県内の「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であるが、国税又は他の地方税において、形式的に課税標準を同じくするものはない。

一方、本税の課税客体は「産業廃棄物の最終処分場への搬入」であり、自社処分を除いて料金が発生するため、「国内において事業者が行う資産の譲渡等」を課税客体とする消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）と、実質的に課税標準を同じくしているか否か検討する必要がある。

産業廃棄物減量税は、産業廃棄物の発生抑制と減量化を促進し、資源の有効利用と自然環境への負荷の低減を図ることを目的としていることから、課税標準を「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」としている。

一方で、消費税等は消費行為に担税力を見出し、広く一般に税負担を求める性格のものであり、担税力の程度が対価の額に対応していることから、課税標準を「資産の譲渡等の対価の額」としている。

以上を踏まえると、産業廃棄物減量税は、消費税等と課税客体が重複するものの、実質的に課税標準を同じくしているとは言えないと考えられる。

#### ② 住民負担

島根県産業廃棄物減量税の税率は1トン当たり1,000円であり、加えて、島根県内において10年以上同じ税率で課税が行われてきたことなど踏まえると、住民の負担が著しく過重となるとは認められない。なお、他府県の産業廃棄物関連の法定外目的税と同様の税率である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

- (2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、10年以上にわたり島根県内で課されていることや、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、産業廃棄物減量税が、県内外の産業廃棄物の流通や、周辺県を中心とした県外地域の産業廃棄物の処理に重大な支障を来すほどの障害を与えることになるとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

① 税収は県内の不法投棄対策の強化をはじめとする産業廃棄物等の処理適正化、発生抑制等に使用されることとされ、むしろ、産業廃棄物適正処理に資するものであること

② 既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不相当とする国（関係府省）の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不相当とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。